

「2022年度合格目標 LEC工藤道場 合格レスキューBASIC」から

第54回社労士試験【選択式】雇用法 空欄Eの出題が 的中しました!!

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM22101 p.240]

□ 次の①又は②に該当する場合は、教育訓練に係る教育訓練給付金は支給されない。

①教育訓練に係る教育訓練給付金の額として算定された額が **4,000 円**を超えないとき（法 60 条の 2 第 5 項、則 101 条の 2 の 9）。

② [略]



本試験出題はこうでした!

第 5 4 回 社労士試験 問題
【選択式】雇用法 【空欄E】

2 雇用法 60 条の 2 に規定する教育訓練給付金に関して、〔中略〕ただし、同法第 5 項及び同法施行規則第 101 条の 2 の 9 において、教育訓練給付金の額として算定された額が ときは同給付金は始期有しないと規定されている。

解答 → ③4,000 を超えない



工藤講師 的中!

